

中国ビジネス Q&A 上海市での税務管轄を跨る住所移転時

Q 上海市内に登記された貿易会社のオフィスを現所在区とは異なる区に引っ越ししました。これに合わせて会社の登記住所を移転しようとしていますが、現所在区の政府部門宛に住所変更の為の申請書類を提出しても、書類上の些細な記入間違いを指摘されて何度も書類の再提出を要求された挙句、書類を再提出しても、決裁者の長期海外出張を理由に申請を返却される等、1年以上経っても全く進展しません。どうすれば良いでしょうか。

A 現行の法制度下で企業の住所移転に対して異議を唱える権限はどの政府部門にもありませんが、各区の税収獲得ノルマ等との関係から、一定額以上の税収貢献のある企業の税管轄外への住所移転に対しては現所在区政府の抵抗が非常に強く、今のところ有効な解決手段は無いというのが実態です。

1. 会社の登記住所移転手続き

会社の登記住所を同一税務管轄内（上海市であれば同一区内）で移転させる場合の手続きは表1の通りです。新たな会社登記物件を見付けて賃貸借契約を締結する必要がありますが、行政手続きとしては、商務部門に届出を提出して、市場監督管理部門（旧工商行政管理部門）で会社の変更登記を行います。食品経営許可証、危険化学品経営許可証、医療機器経営企業許可証等の個別経営ライセンスを保有している場合、会社の経営場所が変わると、これらの経営ライセンスも取り直しになるので若干面倒ではありますが、これらライセンスに関係しなければ、登記住所の変更手続きは難しいものではありません。

一方、税務管轄を跨る住所移転の場合、同時に行政区を越えての住所移転となりますので、表2の通り、現所在地と移転先との両方の行政機関に対して手続きを行う必要があり、若干手続きが複雑になります。また、先に登記住所を移転させて新しい営業許可証を取得した後、税務登記の移転手続きを行いますが、元の管轄税務局での税務登記転出手続きを開始した後、移転先の管轄税務局での転入手続きが完了するまでの間、増値税専用インボイスの発行ができなくなる為、販売先が増値税専用インボイスの発行をそれまで待てないという場合には、税務登記の転出開始前に在庫を余分に仕入れてもらい、

表1 同一税務管轄内での住所移転手続き

	手続き内容	所要期間
①	新登記場所の賃貸借契約締結、提出必要書類（変更定款等）の作成等の準備作業	---
②	商務部門への住所移転届出（備案）	約3日間
③	市場監督管理局での会社登記変更→新営業許可証取得	約2週間
④	税関、外管局等への住所変更届出	約1カ月

表2 税務管轄を跨る住所移転手続き

	手続き内容	所要期間
①	新登記場所の賃貸借契約締結、提出必要書類（変更定款等）の作成等の準備作業	---
②	もとの商務部門への住所転出届出（備案）	約3日間
③	移転先商務部門への住所転入届出（備案）	約3日間
④	もとの市場監督管理局での住所転出登記	約2週間
⑤	移転先の市場監督管理局での住所転入登記→営業許可証取得	約2週間
⑥	税務登記の転出、転入（この間、増値税専用發票の発行不能）	2週間～1カ月
⑦	税関、外管局等への住所変更届出	約1カ月

その分の増値税専用インボイスを先に渡しておく等の対応が必要になります。

2. 税務管轄を跨る会社登記住所移転時の従来の問題点

税務管轄を跨る会社登記住所の移転において、なぜ冒頭のような問題が発生するのかについては、中国の税収分配制度と深い関係があります。中国では、日本と異なり、表3の通り、全ての税種ごとに地方と中央の取り分が決められ、地方の末端税務局が税の徴収に全責任を負っています。同時に、地元財政に対する裁量は地方政府が握っており、税収確保は地方経済発展の最重点課題と位置付けられている為、これが中国の「地域主義」を増長させ、税務管轄を跨る住所移転を難しくしているのです。

これは今に始まった問題ではなく、かつ上海市に限らず、かなり以前から全国的に税務管轄を跨る住所移転の困難さについては問題になっていました。そのような中、上海市では、2009年3月に上海市財政局、上海市国家税務局、上海市地方税務局（当時）連名での通達が出されました。その骨子は表4の通りですが、要は、上海市内各区の利益確保の為に企業の正常な経営活動を妨害してはならないという主旨です。その後、いろいろと紆余曲折はあったものの、当該通達を契機として12年頃にはかなり状況が正常化されました。

もちろん、それでも区を跨る住所移転ができなかったケースはいくつかあり、当時普陀区の重点納税企業に認定されていた某日系企業のケースをご紹介します。同社は、自社製品の販売促進の為に、顧客向けに危険化学品を含むケミカル製品の実験や分析サービスを行うラボを設置を考えていましたが、普陀区にはこれに適した工場物件が無かった為、同社の要望を満足するスペックの工場物件がある他の区に会社登記を移転させようとした。しかし、何度も手続きを行おうとしたものの、普陀区の政府部門には「絶対不可」と一切取り合ってもらえず、結局、会社登記住所の移転は断念し、ケミカルラボのある他区に分公司登記だけをして、そこを実際の本社として操業しながら、会社登記住所だけは普陀区に残したままにせざるを得ませんでした。ただ、これは財政収入が余り大きくなかった普陀区が重点納税企業をどうしても手放したくなかった結果であり、財政収入の豊かな上海市内の他の区からの会社登記住所転出であれば、一定の税収貢献のある企業でも、まず普通に手続

の問題点について

上海華鐘投資コンサルティング有限会社
副総経理 能瀬徹

表3 主な税金の分配比率

	国家	地方
増値税	50%	50% (省市 25%、区県 25%)
企業所得税	60%	40% (省市 10%、区県 30%)
個人所得税	60%	40% (省市 20%、区県 20%)

【根拠規定】

増値税：国発 [2016]26 号

企業所得税、個人所得税：国発 [2003]26 号

表4 企業の区を跨る移転に関する管理強化の上海市の通達骨子 (2009年)

項目	規定骨子
1 税務登記の集中管理を整備する	移転する納税人の發票遺留分使用方法を早急に制定し実施して、發票使用における途切れる事のない引き続きを実現する。
2 規定違反行為を厳粛に処理する	税務機関が企業の正常な移転行為を阻害する事に対する投書訴えに対し、調査により事実が確認された場合、厳粛に処理し、書面により批判して、期限内の是正を命令する。何度も同じ状況が発見された税務機関に対し、年度終了時の業務考課において減点をを行い、関連責任を追究する。
3 合理的に区県の利益を調整する	企業の移転前1年間の納税において、区県レベルの徴税額が500万円を超えるか又は移転前3年間の区県レベル徴税額の年度平均金額が500万円を超える企業の区を跨る移転行為については、収収基数を調整する。(後略)

きが進められるようになっていました。

3. 現在直面している会社登記住所移転時の問題点

その後、中国では年々規制緩和が進み、行政手続きに関しても簡素化とシステム化が推進されています。外商投資企業関連では、16年10月より商務部門での会社設立、変更、清算に関する諸手続きが、一部の「ネガティブリスト」記載業種を除き、審査・認可制から届出制に変更されました。住所移転においては、表1②、表2②③手続きに対して、商務部門が認可・不認可、同意・不同意との判断を下すことはなくなったということです。

しかし、最近(ここ1~2年)の区を跨る会社登記住所移転においては、こうした流れと逆行する現象が起きています。冒頭の質問にあるような対応をされることの他、本来の行政手続きとは全く関係の無い区の下の行政単位である「街道」組織の中の「招商班」(企業誘致チーム)の事前同意取得を要求されるケースがよくあります。そして、実際に「街道」の「招商班」を訪れると、「街道」の予算からの特別優遇策を提示して移転留意を促されることもあれば、こわもての人物が現れ大声で恫喝する等、あの手この手で企業に移転を断念させるよう迫るのです。全ての住所移転でこのようなことがある訳ではありませんが、増値税、企業所得税および個人所得税の合計で年間200万~300万円以上の納税実績がある企業に対しては、何らかの形でこうした説得行為が行われます。

では、なぜこのようなことが起きるのでしょうか。推察ですが、表3で紹介した税金の分配は、区の財政収入増に貢献するだけでなく、行政機関の末端に至るまでの様々な企業誘致関係者の利害に深く関係しているからなのでしょう。ゆえに、区

レベルの商務部門、市場監督管理部門としても、これら利害関係者から反感を買わないよう手続きを受理したからなのだと思います。しかも、18年からの増値税率の引き下げ、企業所得税減税措置により地方の税収確保(利害関係者の業績ノルマ達成)には一層の圧力がかかっていると思われ、上記の説得行為が顕在化して来たのが、ここ1~2年である点にも符合します。

4. 対処方法

移転先に新しく会社を設立し直し、元の会社を清算すれば確実に住所を移すことができます。会社を清算すれば区の税収も減ることになりますが、会社自体が消滅するので関係者の利害には影響しないようで、会社清算手続きが妨害されたことは今までに一度もありません。ただ、この方法は、会社清算に手間がかかること、元の会社の登記が抹消されてから一年経過するまでは新会社に同じ社名を使えないことから、現実的な対処法とは言えません。現実的には、元の所在区内で家賃の安い小面積の登記物件を見つけて賃貸借契約を締結し、表1の手順に従い、会社登記住所を同一区内で移転させ、別の区にある実際の執務場所を分公司として登記し、状況を見ながら会社登記住所の移転に再チャレンジするという対応にせざるを得ないと思います。本社と分公司が同一市内に登記されている場合、納税は全て会社登記場所である元の区で行われ、分公司登記地での納税は行われませんので、分公司の所在区としては当然面白くありませんが、実際の会社経営が未登記の住所で行われているとの指摘を受けまい、実際執務場所を分公司として登記する必要があります。この状態は、「会社は、その主たる事務事項の所在地を住所とする」との「会社法」第10条の規定には違反することになりますが、これに対する罰則規定は存在しない為、区を跨る会社登記住所の移転ができるようになるまでの暫定的措置としては止むを得ないと言えます。

図1 区を跨る移転トラブル受付サイト



また、上海市政府としてもかかる事態を重視しており、2月21日より図1の区を跨る住所移転についてのトラブル事例受付サイトが開設されました。ただ、様々な関係者の利害に関わる問題であり、これが実際に問題解決につながるのかどうかは今後の推移を見守りしかありません。